

東日本大震災において中小機構が整備した店舗等の仮設施設に関して

1. 仮設施設の整備状況（年度別、県別）

（令和5年12月末現在）

単位：案件数

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度 ～ R4年度	計
青森県	25	2	0	0	0	0	0	0	0	27
岩手県	154	184	21	3	0	0	0	0	0	362
宮城県	84	51	8	3	3	0	0	0	0	149
福島県	52	21	12	9	7	3	1	3	0	108
茨城県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
長野県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	317	258	41	15	10	3	1	3	0	648

※案件数：市町村から中小機構に対して仮設施設の整備要望があった単位を1として集計した数

2. 仮設施設の撤去・転用・再譲渡の状況（県別）

撤去・転用・再譲渡等の全体状況

（令和5年12月末現在）

	青森県	岩手県	宮城県	福島県		茨城県	長野県	計
				うち12市 町村				
撤去	0.0	139.5	71.0	65.5	57.5	1.0	0.0	277.0
移設	0.0	2.0	7.5	0.0	0.0	0.0	0.0	9.5
転用	2.0	46.5	7.0	7.0	5.0	0.0	1.0	63.5
再譲渡	25.0	173.0	58.5	11.5	7.5	0.0	0.0	268.0
合計	27.0	361.0	144.0	84.0	70.0	1.0	1.0	618.0
仮設施設整備数	27.0	362.0	149.0	108.0	94.0	1.0	1.0	648.0
仮設施設残存数	0.0	1.0	5.0	24.0	24.0	0.0	0.0	30.0

3. 仮設施設の入居事業者数と退居者の動向

中小機構が定期的に市町村に依頼して実施している「入居者等状況調査」の結果をとりまとめたところ、以下のとおりであった。

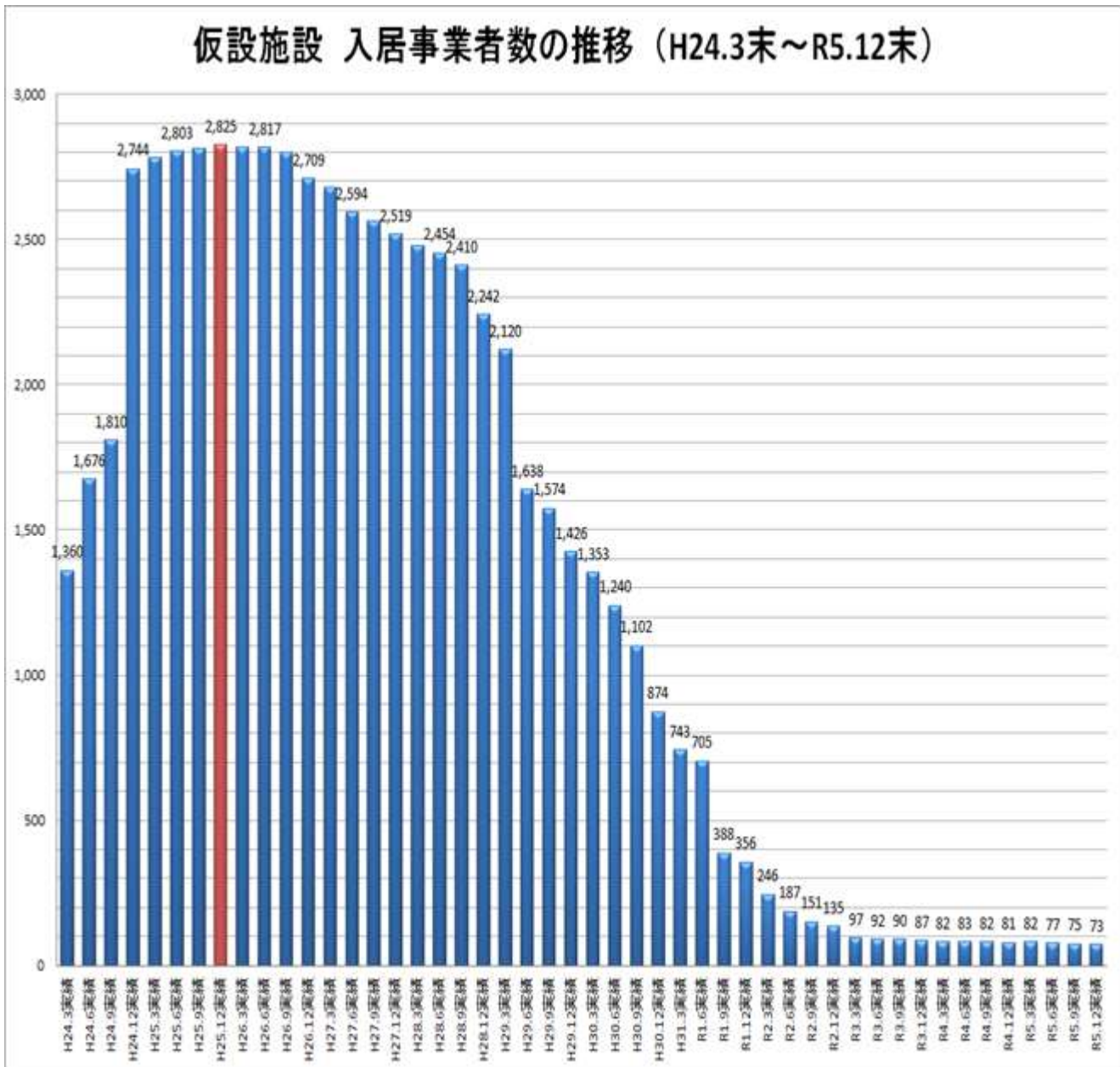
（1）仮設施設の県別入居事業者数について

（令和5年12月末時点）

（単位：事業者数）

青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	長野県	合計
0	4	6	63	0	0	73

(入居事業者数の推移について)



仮施設の入居事業者数は、平成25年12月をピークに緩やかに減少していたが、平成28年後半から復興関連事業に伴う仮施設の撤去や大型の仮設商店街の本設移行に伴い、入居事業者の減少幅が大きくなった。特に岩手県大船渡市、陸前高田市、宮城県気仙沼市において仮施設の撤去・再譲渡や入居事業者の本設移行が進んだ。近年では岩手県、宮城県においてほぼ全ての仮施設が解消したことから今後は福島12市町村において仮施設の撤去・再譲渡に伴い入居事業者が減少する見込み。

(※)「仮施設の再譲渡」については実質的な「本設移行」であることから、当該仮施設入居事業者については「仮施設からの退去」とみなしている。

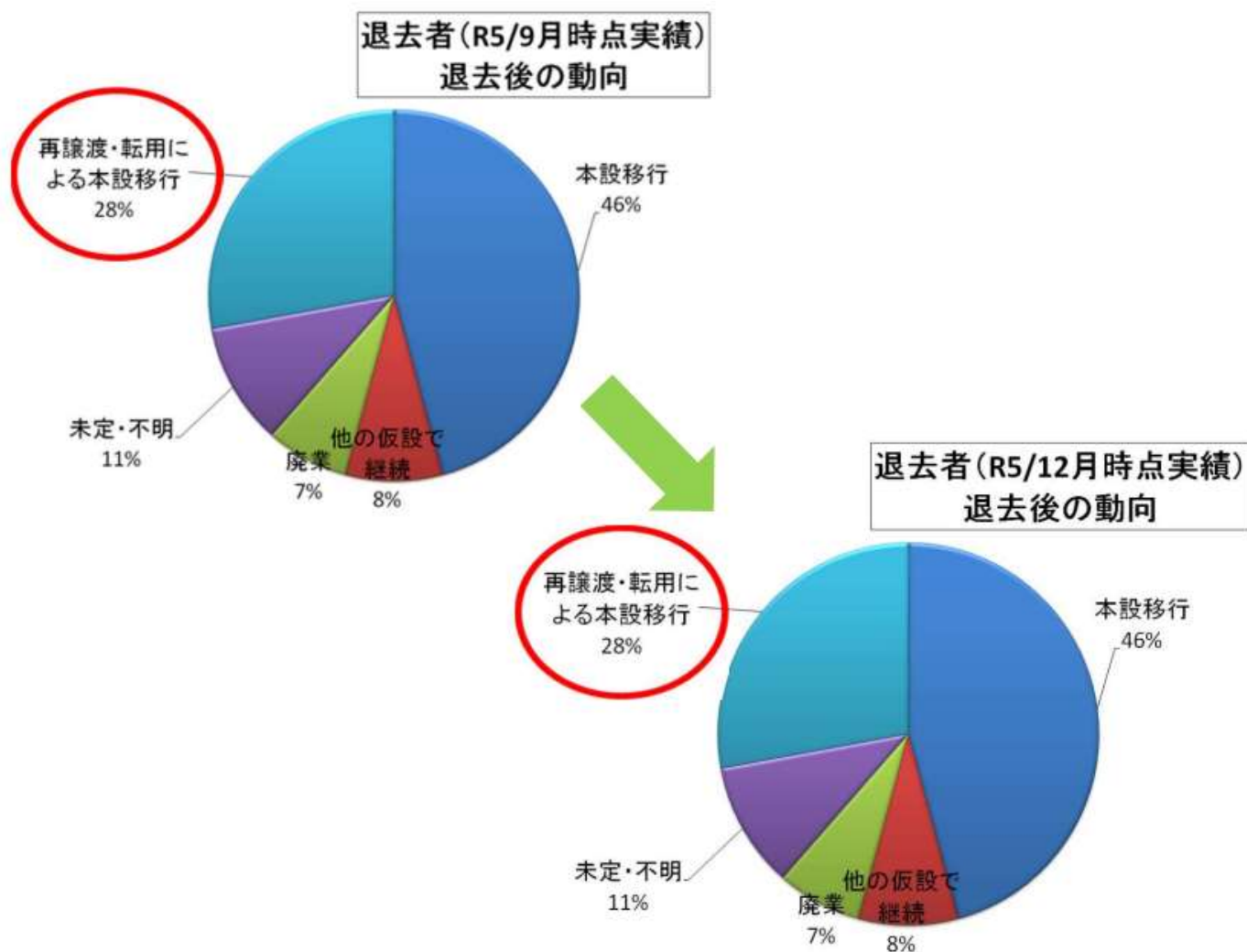
(2) 退居事業者（岩手県、宮城県、福島県）の動向（令和5年12月末時点）

① 3県（岩手県、宮城県、福島県）合計

(単位:事業者数)

	本設移行	他の仮設で 継続	廃業	未定・不明	再譲渡・転用による本設移行	計
退去者(R5/12までの実績)退去後の動向	1381	256	218	322	842	3019
割合	45.74%	8.48%	7.22%	10.67%	27.89%	100.0%

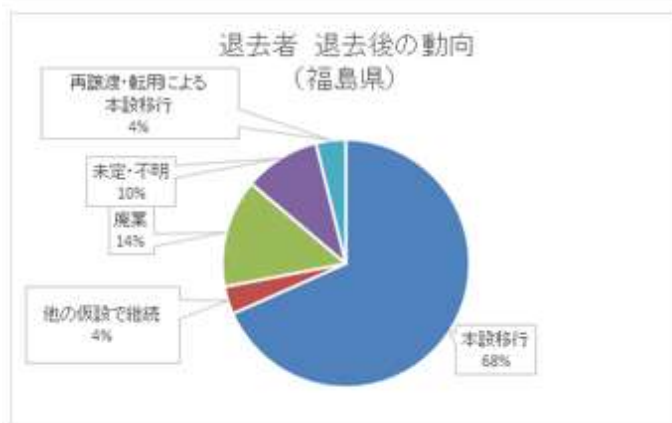
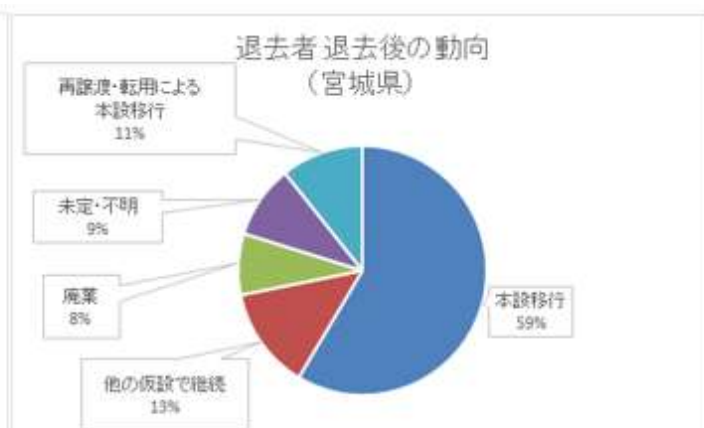
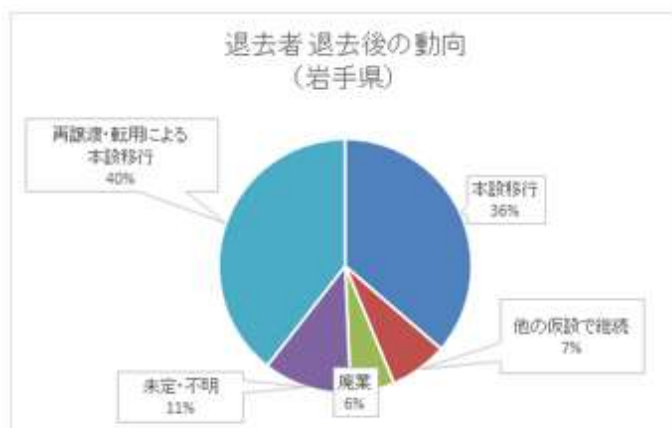
(※)平成24年度以前の調査においては、「具体的な退去動向の把握をしていなかった」ため、平成24年度以前の退去者に付いては、「未定・不明」に計上している。



完成後5年を経過した仮設施設は地元市町村から第三者あて再譲渡が可能となるため、入居事業者の本設移行(46%)に加えて、仮設施設の再譲渡・転用による本設移行も28%を占める。

② 県別

	本設移行	他の仮設施設 で継続	廃業	未定・不明	再譲渡・転用による 本設移行	計
岩手県	685	139	106	213	743	1,886
割合	36.3%	7.4%	5.6%	11.3%	39.4%	100%
宮城県	464	105	63	75	85	792
割合	58.6%	13.3%	8.0%	9.5%	10.7%	100%
福島県	232	12	49	34	14	341
割合	68.0%	3.5%	14.4%	10.0%	4.1%	100%
計	1,381	256	218	322	842	3,019
割合	45.7%	8.5%	7.2%	10.7%	27.9%	100%



(※)福島県の「廃業」には、複数事業者における共同店舗形態の解消・脱退に伴う休業も含まれている。

4. その他：(いわゆる)「仮設商店街」について

機構で整備した「仮設商店街」の数は累計で70商店街であるが、令和6年12月末時点の現存仮設商店街は2商店街である。

入居事業者の数も最多時点で910者(うち店舗は758者)であったが、令和6年12月末時点では9者(うち店舗は7者)になった。

※(いわゆる)「仮設商店街」とは、中小機構が整備した仮設施設で、同一敷地内に、入居者(業種：卸売業、小売業、飲食業、飲食業を除くサービス業)が3社(3店舗)以上あるものを便宜的に位置づけた。